

社会保障研究所の概要

1974年度

社会保障研究所

東京都千代田区麹町 3-3-4 (〒100)

(社会事業会館内)

電話 03 (880) 2511

も く じ

設 立 の 趣 旨… 1
設 立 お よ び こ れ ま だ の 経 過 … 2
機 構 … 8
昭 和 49年 度 事 業 計 画 お よ び 予 算 … 10
昭 和 49年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト … 13
刊 行 物 … 17
昭 和 48年 度 事 業 日 誌 … 22
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿 … 30
社 会 保 障 研 究 所 法 … 33

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。が、一歩その内容にたち入りてみると、いぜんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がたつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみよるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても1962年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

1965（昭和40）年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

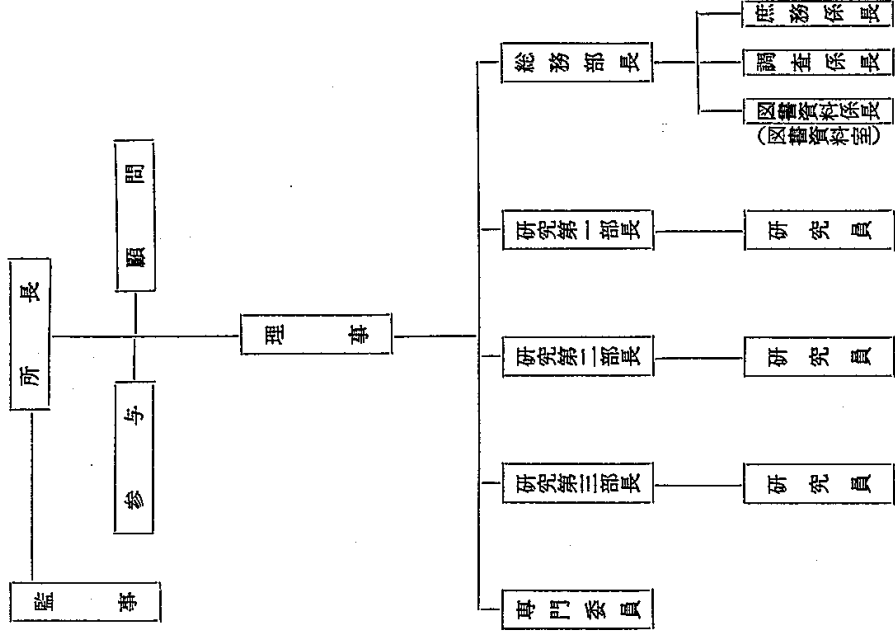
設立およびこれまでの経過

昭和39. 2. 18	社会保障研究所法案国会提出(付託)	40. 6. 25	『季刊社会保障研究』創刊号発刊
6. 26	法案成立	7. 26	シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催(7.26~27)
7. 7	社会保障研究所法公布施行(法律第156号)	11. 10	ISSA文獻委員会発足
11. 24	社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授 山田雄三が大臣指名を受け、設立委員として社会保 障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。	11. 15	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー —開催(日本勧業銀行)(11.15~18)
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研 究所定款等を決定	昭和41. 2. 11	社会保障研究所設立1周年記念講演会およびペー ティ開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演 者 嶺山政道(帝国ホテル)
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として慶応義塾大 学教授寺尾琢磨が大臣指名を受けた。	4. 1	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別 研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究 会を政策研究会に改め、トビックス的な問題を取り あげることとなった。
昭和40. 1. 11	社会保障研究所役員として次の者が発令された。 (括弧内は現職)	5. 15	常務理事木村又雄の辞職を発令
	◎理事 塩野谷九十九(名古屋大学名誉教授)	6. 2	常務理事に河角泰助(総理府社会保障制度審議会 事務局長)を発令
	◎顧問 大内兵衛(東京大学名誉教授)	7. 8	第1回社会保障教室開講(7.8~9.22)
	東畑精一(東京大学名誉教授) 長沼弘毅 (国際ラジオ・テレビセンター会長)	7. 18	シンポジウム「社会保障の体系化」開催(7.18~19)
	◎参与 馬場啓之助(一橋大学名誉教授) 福武直 (東京大学教授) 箱 稔(前厚生省人口問 題研究所長)	10. 12	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー —開催(都市センター)(10.12~15)
	総務部長に加地夏雄(社会保障研究所設立準備事 務局書記)を発令	昭和42. 3. 31	昭和41年度個人研究発表会開催
	社会保障研究所開所式挙行、業務を開始	4. 1	研究第2部長に地主重美を発令
1. 12	社会保障研究所開所披露式開催(目黒迎賓館)	4. 18	研究第1部長に小沼正を発令
2. 1	社会保障研究所非常務理事に木村又雄(社会福祉 業振興会常務理事)を発令	6. 27	昭和41年度公開研究発表会開催
3. 4		9. 16	所長山田雄三が欧州の社会保障制度視察のため渡 欧(9.16~10.16)
6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会 と、政策研究を中心とした合同研究会が発足	10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会 保障セミナー—開催(都市センター)(10.30~11.2)

42. 11. 1	社会保障研究所顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発売	44. 10. 24	第2回公開研究会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
昭和43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発刊	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10. 27～30）
2. 10	社会保障研究所創立3周年記念シンポジウム開催	昭和45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催，テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」（弘済会館）
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を発売	6. 2	第3回公開研究会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
3. 2	総務部長に木代一男（公害防止事業団総務部長）を発売	8. 11	第4回公開研究会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
3. 19	所長山田雄三が日米文化教育事業委員会の日本側代表として渡米（3. 19～25）	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10. 19～22）
4. 1	研究第3部長に三浦丈夫を発売	昭和46. 2. 8	第4回社会保障研究所シンポジウム開催，テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公民間題」（弘済会館）
4. 14	主任研究員平石長久が欧米の社会保障研究のため渡米（4. 14～5. 24）	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を発売
5. 28	昭和43年度公開研究会開催	6. 25	第5回公開研究会「コミュニティと社会福祉」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催（都市センター）（10. 28～31）	7. 1	総務部長に山崎 晋（社会保険大学校教務課長）を発売
昭和44. 1. 11	山田所長および寺尾監事再任	8. 24	研究員高橋敏士E C A F E主催セミナー（タイ・バンコク）に参加のため東南アジアに出張（8. 24～9. 10）
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催，テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保険と社会サービス」（弘済会館）	9. 7	第6回公開研究会「西欧における社会保障の動向」開催
6. 3	昭和44年度公開研究会開催	10. 18	第7回社会保障研究所基礎講座—社会計画と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10. 18～21）
8. 12	総務部長木代一男の辞職を発売，後任総務部長に福田芳助（総理府社会保障制度審議会事務局長）を発売		
8. 15	第1回公開研究会「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」開催		

機構

機構図



- 46.11. 1 常務理事河角泰助の辞職を発売
- 11.15 常務理事に岡本和夫（総理府社会保障制度審議会事務局長）を発売
- 昭和47. 2. 7 第5回社会保障研究所シンポジウム開催，テーマ「経済情勢の変化と社会保障」 「医療問題の論点」（笹が関東海俱樂部）
- 4. 3 研究第3部長三浦文夫，欧州の社会保障研究のため渡欧（4. 3～5. 10）
- 6. 1 理事（非常勤）塩野谷九十九を参与に，後任理事に馬場啓之助を発売
- 6. 12 第7回公開研究会「年金の自動調整」開催
- 9. 1 研究第1部長小沼正を調査役に，後任研究第1部長に保坂哲哉を発売
- 9. 22 第8回公開研究会「生活保護の動向」開催
- 9. 30 所長山田雄三 ISSA専門委員会出席のため渡欧（9. 30～10. 20）
- 10. 23 第8回社会保障研究所基礎講座開催（都道府県会館）（10. 23～26）
- 昭和48. 1. 11 所長山田雄三，任期満了により辞任，後任所長に馬場啓之助（一橋大学名誉教授，理事＜非常勤＞）が厚生大臣から発売された。また理事（非常勤）に福武直（東京大学教授，参与）を発売
- 顧問大内兵衛，同長畑精一，同長沼弘毅，任期満了により辞任
- 顧問に山田雄三（一橋大学名誉教授）を発売
- 1. 25 第6回社会保障研究所シンポジウム開催，テーマ「福祉政策の基本的性格」 「福祉政策と雇用問題」（笹が関東海俱樂部）
- 2. 5

役員等

所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べ、所長は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べ、参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。

職員

昭和49年度事業計画および予算

○ 昭和49年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和49年度事業として次の事業を行なう。

研究事業費の総額は、19,600千円であり、全額国庫補助金を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究
研究会別プロジェクト

昭和49年度プロジェクト参照

II 社会保障に関する情報および資料の収集

1 国内および海外における社会保障に関する文献、図書および資料等の収集

2 海外の図書、資料の紹介および情報の交換

国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA（国際社会保障協会）関係の資料収集および紹介を引続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

1 『季刊社会保障研究』 Vol. 10, No. 1, ~ No. 4 の発行

2 『海外社会保障情報』 No. 26, ~ No. 29 の発行

3 研究叢書、翻訳双書、所内研究資料等の発行

4 基礎講座（第10回）、シンポジウム（第8回）、公開研究座談会（第11回、第12回）等の開催

5 その他成果の普及に必要な事業

○ 昭和49年度事業計画細目

月	事業	刊行期		物
		定	行	
		(季刊社会 保障研究)	(海外社会 保障情報)	本
4				
5	専門委員会			
6	第11回公開研究座談会	Vol. 10-1 (No. 44)	No. 26	
7				
8				
9	第12回公開研究座談会 専門委員会	Vol. 10-2 (No. 45)	No. 27	
10	第10回基礎講座			
11				「各国の社障制度 73」
12	顧問・役員会	Vol. 10-3 (No. 46)	No. 28	
50/1	専門委員会			10周年記念出版 「現代の福祉政策」 (仮題)
2	第8回シンポジウム (東京・福岡)			「戦後の社会保障 (続)」
3		Vol. 10-4 (No. 47)	No. 29	「負の所得税に關 する研究」(仮題)

○ 昭和49年度収入支出予算 (単位 1,000円)

支	出		入	
	区	分	区	分
予	算	額	予	算
額	額	額	額	額
研究	所	運	費	115,147
管理	事務	費	95,817	
(人	件	費)	77,378	
役	員	給	67,886	
非	常	給	3,673	
法	定	分	4,691	
退	職	引	959	
管	理	予	169	
(管	理	費)	14,550	
所	交	際	14,379	
交	際	費	171	
(予	備	費)	3,889	
予	備	費	3,889	
究	事	業	19,600	
(研	究	費)	19,600	
諸	謝	金	3,418	
調	査	旅	1,390	
海	外	研	1,040	
研	究	費	7,287	
季	刊	誌	2,150	
海	外	社	765	
情	報	刊	2,590	
図	書	購	960	
10	周	年		
刊	行	誌		
計	計	計	115,417	115,417

昭和49年度研究プロジェクト

プロジェクトの基調

基調テーマとして、「福祉社会成立の基本的要件に関する研究」を掲げる。福祉社会への移行が時代の課題として提唱されているが、日本の社会がどのような要件をそなえたとき福祉社会への移行が実現するか、以下の諸研究会はこれらの要件をそれぞれ視点から究明していくことを意図している。

経済分析研究会

経済学の立場から社会保障の政策体系とその有効性を理論的に実証的に研究し、とくに本年度は、最近10年間のわが国および先進諸ヶ国を対象にして昨年度の研究を深化する。

共同研究

1 社会保障の再分配効果に関する理論的実証的研究
社会保障の再分配効果については、本研究会においてすでに昭和39年までの試験的な実証分析を行ったが、推計方法や理論的な展開において多くの問題が残されていた。本年度はこれらの諸問題を解決するとともに、さらに昭和46年まで分折期間を延長し、第2次世界大戦後のわが国の再分配効果について一貫した研究作業を試みる。

2 社会的支出の理論的実証的研究

本研究は、現代福祉政策の展開を社会的支出の水準、構造などの変化を通して把握しようというものである。昨年度は、教育費、医療費を中心とし、国民所得勘定をフレームワークにして先進諸国の国際比較的な実証分析を行った。本年度は昨年度にひきつづき分析を進めるが、とくに資料整備と並行して最近10年間の社会的支出の構造を明らかにするとともに、その行動様式に関する理論仮説の検討を行う。

個別研究

- 個人所得の分布・再分配の理論的実証的研究 -1964年以降-
- 貧困と疾病の関連に関する研究
- 福祉支出の国際比較-個人貯蓄との関連において-

統計調査研究会

社会保障水準を測定するために基礎的な統計資料を整備し、わが国社会保障の充足状況の把握に資する。

共同研究

1 社会保障水準統計資料の体系的整備
年金、医療等に関する各種行政統計から年齢階級別および所得階級別統計を抽出、整備し、さらに両者を組合わせて家族周階級別に統計資料の整理をする。また、社会保障水準と関連の深い社会および経済指標もあわせて整理していくことを予定している。

2 家族周階級別のみた世帯の生活実態調査結果の解析

昨年7～11月、静岡県掛川市において実施した「中高年者生活総合調査」の結果を利用して、中高年者層の生活構造の特徴を世帯、家計、健康、栄養状態の各分野から総合的に分析してとらえる。また、同じく掛川市において、昭和43、45年に実施した「児童養育費調査」および「高齢者生活実態調査」とのつながりをつけ、一貫した周階級別の生活構造の変化を把握することを予定している。

個別研究

- 貧困とその測定方法
- 家族周階級別のみた家計収支
- 公害地域における家計問題

社会分析研究会

社会学の立場からの広義の社会保障について、その政策（計画）、運営、機能、組織、効果などの理論的実証的研究を行うことを目的とするが、本年度はとくに社会福祉に重点をおき研究を行う。

共同研究

1 ソーシャル・アドミニストレーションに関する理論的基礎研究

ソーシャル・アドミニストレーションは普通社会行政あるいは社会福祉管理（経営）と訳されているが、わが国においてこの面の研究の歴史は浅い。このため昨年度にひきつづき同一テーマで研究を行うが、とくに本年度はイギリスにおけるソーシャル・アドミニストレーション理論の形成課程を明らかにする。なお、この研究とあわせて最近のソーシャル・アドミニストレーションの研究動向を追求し、社会福祉論の体系化に資する。

2 保健・福祉における組織の研究

わが国の保健および社会福祉はかつてないほどの発展と変化がみられた。昨年度はこの動向のなかで緊急に解決を求められてきたマンパワー問題をとりあげたが、本年度はこれにひきつづき、保健・福祉分野における組織の在り方についての検討を行う。とくに本研究では保健と福祉の結びつきについて組織論の立場から研究を行い、保健地区と福祉地区の関係、コミュニティ・ケアの組織の在り方などについて解明を行う。

個別研究

- コミュニティ・ケアと地域福祉組織
- 社会計画における評価研究の諸手法

○ 福祉労働組織の実証研究

経済・社会研究会

社会保障の研究にとつて、現代社会の基本的な性格についてはきりした見解をもつことは重要な要件になる。ところが現代社会の性格についてはさまざまに提説がおこなわれていて、定説と様すべきものがいまだ確立していない。この研究会は、これら諸提説について検討を加え、見解の対立によってきたる理由を明らかにし、研究員のそれぞれが現代社会の性格についてその見解を形づくっていく契機を造成していききたい。

制度研究会

社会保障および関連分野における国際動向と各国制度の特質を明らかにするため、比較研究と歴史的研究を行う。

共同研究

1 社会保障の長期発展パターンに関する国際比較研究

前年度まで西欧主要国について、社会保障費の財源調達における政府負担の状況と考え方、社会保障における民間部門の役割、社会保障制度と民間補完制度との関係について、とくに1960年以降の状況を中心に研究を進めてきた。これによって、戦後形成された社会保障の構想と体系が、それぞれの国で変容ないし発表しつつある状況があるといど明らかになった。本年度は、このような最近の動向をより長期の歴史的回顧のうえに立って評価し、各国の社会保障思想と社会保障政策の特質と長期的な変化の方向をより明確にすることを目標とする。比較対象としては、アメリカ、イギリス、スウェーデン、西ドイツ、フランス、日本とする。

2 発展途上国の社会問題と社会政策に関する研究

機 関 誌

前年度は、発展途上国に起りつつある社会・経済変動と社会問題の性質と広がりを明らかにすることを計画したが、情報の不足、入手の困難性もあってヒアリングにとどまった。

本年度は、国際機関の資料や既存研究文献の調査を通じて、発展途上国が当面している社会問題の性質と広がりを明らかにしつつ、これらの問題に対する対応のしかたを、社会立法と社会政策の面ととらえることにする。対象とする国々は、アジアおよびラテン・アメリカ地域の諸国である。

個別研究

- インドの社会問題と社会政策
- 各国社会保障制度の類型的研究
- アメリカ社会保障制度の歴史的研究

政策研究会

社会保障のいろいろな分野におけるトピックスをとりあげて、報告や討論を行う。また、前年度と同様に、政策判断の根拠などについて、とくに効果と財源の諸問題について検討を配慮し、社会計画に利用できる資料の整備を行う。

『季刊社会保障研究』

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求め、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回(Vol. 10, No. 1~No. 4)刊行する。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回(No. 26~No. 29)刊行する。

翻 訳 叢 書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行っている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO編『世界各国における社会保障の費用(1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1964)』
- 3 R. M. テイトマス 著『福祉国家の理想と現実』(谷訳)
- 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1967)』
- 6 ILO編『世界各国における社会保障の費用(1961~1963)』
- 7 ベヴァリッジ報告『社会保険および関連サービス』(山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障

研究叢書

- 障制度(1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)
 9 R. M. テイトマス著『社会福祉と社会保障』
 (三浦・渡辺他訳)
 10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石,
 高橋訳著)
 11 ILO編『世界各国における社会保障の費用
 (1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書
 にし、広く発表している。既刊は次のとおりであ
 る。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保障の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』一児童養育費調査報
 告書(中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤沢他著)
- 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
- 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)

所内研究資料

- 未定稿の中間報告, 議事録および文献解説などを
 取り扱う。既刊は次のとおりである。
 No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基
 礎問題」
 No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何
 ぞや』(その1)」
 No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何
 ぞや』(その2)」

- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費
 の統計的研究」
 No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
 No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何
 ぞや』(その3)」
 *
 No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別
 統計による経済的要因と社会的要因との相
 関について」
 No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域
 格差」
 No. 6603 議事録「児童手当制度について, 経済計
 画における社会保障」
 No. 6604 文献解説「生活水準指数」
 No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
 No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—
 社会実態調査—」
 *
 No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用
 方法」
 No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連
 方式による試算 大正14年~昭和40年—」
 No. 6703 個人報告「山田渡欧報告」
 No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会
 的関係網」
 No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案
 の内容について—」
 *

- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959~1963)―アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に―」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマスコミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職年金と社会保障」
- *
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配―実証と分析―」
- No. 6904 「貧困測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- *
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、ファウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉, 社会保障関係目録(論文の部)―社会福祉を中心に(1960~1970)―」
- *
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディプロブメントの内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会

- 保障論の一系譜
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
- *
- No. 7201 「労務管理と社会保障―健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- *
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
- 1 「戦後の社会保障(本論)」
- 2 「戦後の社会保障(資料)」
- 1 図書目録(1966年, 1968年, 1971年, 1973年)
- 2 *Social Security in Japan (1967)*

単行本

その他の

昭和48年度事業日誌

昭和48. 4. 17	第2研究会(第1回)報告内容「社会保障水準指標について」報告者 顧問 山田雄三
4. 19	第4研究会(第1回)報告内容「今年度研究会のすすめ方について」報告者 所長 馬場啓之助 定例役員会開催(第88回)
5. 8	第5研究会(第1回)報告内容「フランス家族手当立法の整成と発展」報告者 名古屋市立大学助教 上村政彦
5. 10	第3研究会(第1回)報告内容「第3研究会のすすめ方について」報告者 研究第3部長 三浦文夫 研究員 高橋敏士
5. 15	第5研究会(第2回)報告内容「発展途上国の人口問題と社会保障」報告者 専門委員 高橋 武
5. 17	第6研究会(第1回)報告内容「ILO第102号条約の批准について」報告者 専門委員 高橋 武
5. 24	第1研究会(第1回)報告内容「所得再分配の理論」報告者 経済企画庁 市川 洋 第4研究会(第2回)報告内容「アメリカにおける貧困の再発見」報告者 研究員 高橋敏士 定例役員会開催(第89回)
5. 26~27	睦月会旅行(福島県磐梯高原)
5. 29	第3研究会(第2回)報告内容「ソーシャル・ワドミニストレーションについて」報告者 東京都企画調整局 星野信也
5. 30	専門委員会「研究プロジェクトについて——とくに第4研究会の議題について——」(於研究所会議室)
6. 5	第6研究会(第2回)報告内容「生活保障の現状

48. 6. 6	と問題点」報告者 厚生省保健課長 中野徹雄 第9回公開研究座談会 テーマ「医療」レポート： 研究第2部長 地主重美, 社会保険庁医療保険部長 江間時彦 コメント：専門委員 橋本正巳, 専門委員 江見康一 司会： 所長 馬場啓之助(於協和 銀行赤坂支店会議室)
6. 7	第2研究会(第2回)報告内容「昭和48年度中高年齢者生活総合調査について」報告者 専門委員 中鉢正美, 同 森岡清美
6. 12	第5研究会(第3回)報告内容「社会保障費用負担の構造と動向」報告者 専門委員 藤澤益夫 韓国保健社会部研究委員 関 載成, 社会保険課 長 崔 守一氏来所, 馬場所長, 山田顧問, 保坂研 究第1部長, 山崎総務部長と懇談
6. 14	特別研究会 報告内容「韓国の国民福祉年金計画」 報告者 韓国保健社会部社会保険課長 崔 守一
6. 21	第4研究会(第3回)報告内容「イギリスにおける貧困の再発見」報告者 研究員 山崎泰彦 定例役員会開催(第90回)
6. 26	第3研究会(第3回)報告内容「社会福祉におけるマンパワー問題」報告者 研究第3部長 三浦文夫
6. 28	第1研究会(第2回)報告内容「公共財と社会システム」報告者 日本経済研究センター 深谷昌弘
7. 3	第6研究会(第3回)報告内容「老人福祉の現状と問題点」報告者 厚生省老人福祉課長 山崎 卓 海外社会保障情報編集委員会「第24号の編集方針」 第2研究会(第3回)報告内容「経済審議会——
7. 5	

7.10~15 NNW開発委員会の報告について」報告者 経済企画庁総合計画局計画官 山本純男

7.16~18 掛川市における中高年令者調査実施(世帯調査)

7.24~31 同(家計調査)

7.19 同(健康調査)

7.24 第5研究会(第4回)報告内容「福祉政策と財政規模」報告者 名古屋市立大学教授 藤田 晴

第2研究会(第4回)報告内容「税統計からみた市町村別所得分布について」報告者 自治省税務局 水口忠男

第6研究会(第4回)報告内容「昭和48年度法改正の問題について」報告者 専門委員 小山路男

ISSA文献委員会 48年4月~6月 文献選考について

7.25 専門委員会開催 議題「①季刊社会保障研究48年度特集号について、②社会保障水準基礎統計について、③社会保障の費用について」

7.26 第4研究会(第4回)報告内容「貧困の測定について」報告者 調査役 小沼 正

定例役員会(第90回)「①事業の実施状況について、②その他」

7.31 第3研究会(第4回)報告内容「市町村における老人福祉施策調査について」報告者 全社協福祉部長 山本信孝

8. 1 参事・浦田純一(前厚生省環境衛生局長)が任命された。

9.13 第5研究会(第5回)報告内容「アジア地域における開発戦略と貧困研究」報告者 エカフエ事務局

宮野誠保

48. 9.13 第1研究会(第3回)報告内容「所得、年齢と医療費」報告者 経済企画庁経済研究所 市川 洋、国立公衆衛生院 西 三郎

9.20 第2研究会(第5回)報告内容「所得階層別にみた家族周期別家計構造」報告者 学習院女子短大 湯本和子

9.25 第6研究会(第5回)報告内容「社会保障長期計画懇談会報告について」報告者 専門委員 小山路男

海外情報編集委員会「第25号の編集方針」

9.27 第1研究会(第4回)報告内容「国民総医療の構造——その推計と問題点——」報告者 厚生省統計調査部 中村文子

第4研究会(第5回)報告内容「社会階層論と貧困問題」報告者 研究員 小林良二

定例役員会(第91回)「①事業の実施状況について、②その他」

10. 2 第5研究会(第6回)報告内容「ノルウェーの長期財政計画と社会保障」報告者 経済企画庁 望月直彦

10.23 第2研究会(第6回)報告内容「貧困測定について」報告者 中央大学教授 江口英一

第6研究会(第6回)報告内容「生活保護基準の引き上げと今後の動向」報告者 厚生省保護課 藤井 康

10.25 第3研究会(第5回)報告内容「アメリカ社会学における社会計画論をめぐって」報告者 東京大学

48.10.25	助手 稲上 毅 第4研究会(第6回)報告内容「低開発国の貧 問題」報告者 研究第1部長 保坂哲哉	48.12.6	ト：厚生省老人福祉専門官 森 幹郎, 東京都老人 総合研究所 前田大作 顧問会(第11回), 役員会(第93回)開催(於 福田家)
10.29~11.1	定例役員会(第92回)「(1)事業の実施状況につい て, (2)その他」 第9回社会保障研究所基礎講座開催(於都道府県 会館)	12.8	顧問今井一男任期満了により辞任
11.6	第5研究会(第7回)報告内容「イタリヤの年金 制度」報告者 研究第1部長 保坂哲哉 専門委員会開催 議題「(1)刊行物の検討, (2)掛川 調査について」	12.11	第5研究会(第8回)報告内容「民間補完制度の 国際比較」報告者 健保連合会 石本忠義
11.8	第1研究会(第5回)報告内容「所得移転政策と 再分配——各種代替案の経済効果——」報告者 研 究第2部長 地主重美	12.13	第3研究会(第7回)報告内容「福祉労働の諸問 題」報告者 東京老人総合研究所 小笠原祐次
11.20	第3研究会(第6回)報告内容「社会福祉におけ るプロフェッションナリゼーション——その帰結と課 題——」報告者 慶応大学助教授 市川統洋	12.18	第2研究会(第8回)報告内容「公害と家計につ いて——江東デルタ地域の調査を中心に——」報告 者 研究員 大本圭野
11.22	第4研究会(第7回)報告内容「産業社会におけ る貧困——社会的バランスの問題をめぐって——」 報告者 研究員 城戸喜子		第6研究会(第8回)報告内容「昭和29年厚生年 金改正について」報告者 健保連合会東京支部 松 田盛進
11.27	第6研究会(第7回)報告内容「最近の社会保障 の動向——ISSA総会に出席して——」報告者 健保連合会 石本忠義	12.20	第1研究会(第6回)報告内容「社会的公正と再 分配の視座」報告者 一橋大学 武蔵武彦
11.29	第2研究会(第7回)報告内容「アメリカにおけ る貧困研究の現状」報告者 専門委員 中鉢正美		第4研究会(第8回)報告内容「わが国の貧困研 究の動向について」報告者 研究第3部長 三浦文 夫
12.4	第10回公開研究会開催 テーマ「コミュニエテ ィ・ケアと社会福祉施設体系」レポート：浴風会病 院長 関 増爾, 研究第3部長 三浦文夫, コメン	昭和49.1.10	第1研究会(第7回)報告内容「所得分布につい て」報告者 公正取引委員会調査部 江藤 勝 専門委員会開催(於ホテル・ニュージャパン)
		1.16	第2研究会(第9回)報告内容「ヨーロッパにお ける住宅手当制度について」報告者 建設省住宅計 画課 大川 隆
		1.22	第1研究会(第8回)報告内容「負の所得税に関 する最近の展開」報告者 一橋大学大学院 今泉佳 佳
		1.24	

久	49. 1. 24	第4研究会(第9回)報告内容「所得分配と貧困問題」報告者 研究第2部長 地主重美 定例役員会(第94回)「(1)事業の実施状況について(2)その他」	49. 2. 21	第4研究会(第10回)報告内容「昭和49年度研究プロジェクトについての検討」報告者 所長 馬場啓之助 定例役員会(第95回)「(1)事業の実施状況について(2)その他」
	1. 29	第6研究会(第9回)報告内容「最近の社会保障事情」報告者 専門委員 小山路男	2. 26	第2研究会(第10回)報告内容「家族周期論からみた掛川中高年者調査の意義」報告者 専門委員 森岡清美
	1. 31	第3研究会(第9回)報告内容「イギリスにおける社会医療システムとコミュニティ」報告者 立正大学教授 三友雅夫	2. 28	第6研究会(第10回)報告内容「失業保険法改正と勤労者財産形成貯蓄について」報告者 農林漁業金融公庫副総裁 岩尾一
	2. 7	第7回社会保障研究所シンポジウム テーマ(1)「インフレと福祉政策」レポート:成蹊大学教授 篠原三代平, コメント:慶応義塾大学教授 辻村江太郎, 所長 馬場啓之助, 司会:顧問 山田雄三 テーマ(2)「最低賃金と生活保障」レポート:労働科学研究所研究部長 藤本 武, 調査役 小沼 正, コメント:日本賃金研究センター研究主任 孫田良平, 関西学院大学教授 大前朔郎, 東京女子大学教授 副田養也, 司会:参与 平田富太郎(於霞が根 東海倶楽部会議室)	3. 7	第1研究会(第9回)報告内容「家族構成と社会保障にかんする計量分析」報告者 日本経済研究センター 深谷昌弘
	2. 12	第5研究会(第9回)報告内容「社会保障と私的保障—わが国の社会保険を中心として—」報告者 慶応義塾大学大学院 真屋尚生	3. 14	第1研究会(第10回)報告内容「医療の需要分析」報告者 慶応義塾大学大学院 田中 滋
	2. 19	第3研究会(第9回)報告内容「社会的価値としての福祉」報告者 東京大学文学部 直井 優	3. 19	第2研究会(第11回)報告内容「国民生活実態調査からながめた10年間の動向」報告者 厚生省統計調査官 前田正久
	2. 21	第5研究会(第10回)報告内容「社会保障と私的保障—アメリカの年金を中心として—」報告者 研究員 山崎泰彦	3. 20	定例役員会(第96回)「(1)事業の実施状況について(2)その他」
			3. 22	台湾地区劳工保険争議審議委員会委員 李文鐘氏ほか2名来所, 岡本常務理事と懇談 (備考)第1研究会:経済分析, 第2研究会:統計調査, 第3研究会:社会分析, 第4研究会:経済・社会合同, 第5研究会:制度, 第6研究会:政策の各研究会

役員・顧問・参与・職員名簿

<昭和49年4月1日現在>

★ 役員

所長 馬場啓之助
 理事 岡本和夫
 理事(非常勤) 福武直
 監事(非常勤) 寺尾琢磨
 慶応義塾大学名誉教授

★ 顧問・参与

(順不同)

顧問 山田雄三 一橋大学名誉教授
 参与 塩野谷九十九 名古屋大学名誉教授
 参与 平田富太郎 早稲田大学教授
 参与 浦田純一

★ 研究所員

(常勤職員)

研究第1部長	坂主	保地	研究員	哉哲
研究第2部長	地三	重美	研究員	夫重
研究第3部長	小沼	正文	研究員	久長
調査役	平石	利益	研究員	満利
主任	曾原	益敦	研究員	男子
研究員	渡辺	教吾	研究員	子野
研究員	都城	主泰	研究員	士彦
研究員	大山	絃良	研究員	二り
研究員	高小	みどり	研究員	明栄
研究員	清田	之雄	研究員	進子
総務部長	赤小	英昭	研究員	典子
庶務部長	唐鹿	裕英	研究員	志久
調査部長	石篠	郷志	研究員	
図書資料部長	篠菊	久	研究員	

社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
改正昭和45年6月1日法律第111号

(非常勤職員) (五十音順)

青井大	夫和	東京大学教授
江見熊	康一	一橋大学教授
小高	熊山路	慶応義塾大学教授
中橋	山橋	横浜市立大学教授
橋本	鈴木	北九州大学教授
藤原	正正	慶応義塾大学教授
松森	正益	国立公衆衛生院行政学部長
安川	治清	慶応義塾大学教授
	美正	東京大学助教授
	美正	東京教育大学教授
	杉正	慶応義塾大学教授

目次	
第一章	総則 (第1条—第7条)
第二章	役員等 (第8条—第16条)
第三章	業務 (第17条・第18条)
第四章	財務及び会計 (第19条—第26条)
第五章	監督 (第27条・第28条)
第六章	雑則 (第29条・第30条)
第七章	罰則 (第31条—第35条)
附	

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第 2 条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第 3 条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第 4 条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員に関する事項
- (5) 業務及びその執行に関する事項
- (6) 資産に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければならないが、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(登 記)

第 5 条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第 6 条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第 7 条 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 44 条〔法人の不法行為能力〕及び第 50 条〔法人の住所〕の規定は、研究所に準用する。

第 2 章 役 員 等

(役 員)

第 8 条 研究所に、役員として、所長 1 人、理事 2 人及び監事 1 人を置く。

(役員職務及び権限)

第 9 条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第 10 条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員任期)

第 11 条 所長及び理事の任期は、4 年とし、監事の任期は、2 年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第 12 条 次の各号の任一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団

体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員）の解任

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（役員）の兼職禁止

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権）の制限

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（職員）の任命

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第 3 章 業 務

（業 務）

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

(2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

(3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第 4 章 財 務 及 び 会 計

（事業年度）

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算等の認可）

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを要しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年

度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第4条第2項[定款の変更の認可]、第17条第2項[業務の認可]、第20条[予算等の認可]又は第23条第1項[一時借入金の認可]の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第1項[財務諸表の承認]又は第25条[給与及び退職手当の支給の基準の承認]の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第26条[財務及び会計に関する事項の省令委任]の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条[予算等の認可]の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、

又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項〔報告及び検査〕の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

(1)の2 第4条第3項〔定款の変更の届出〕の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第5条第1項〔登記〕の規定による政令に違反して登記すること怠つたとき。

(3) 第17条第1項〔業務〕に規定する業務以外の業務を行つたとき。

(4) 第24条〔余裕金の運用〕の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(6) 第27条第2項〔監督命令〕の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条〔名称の使用制限〕の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項〔研究所の設立〕の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条〔名称の使用制限〕の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条〔事業年度〕の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条〔予算等の認可〕中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。
(登録税法の一部改正)

第9条 登録税法（明治26年法律第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(法人税法の一部改正)

第11条 法人税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法（昭和24年法律第151号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和45年6月1日法律第111号抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（後略）